



子どもたちもたくさん参加しました

5月13日、大隅町にてサツマイモの植え付け体験を地域おこし協力隊が主催で行い、県内外から約20名が参加しました。

「美味しさ追求体験」として始まったこの企画。今回は「美味しい焼酎づくり」として、サツマイモの栽培を計画。10月に収穫し、農土家市のオリジナル焼酎「曾於市相愛」の原料になる予定です。

参加者には財部茶のふるまいや曾於市産キャベツのお土産などが渡されました。次回は「美味しいお米づくり」として田植えが6月24日に行われる予定です。

協力隊で焼酎づくり サツマイモの苗植えから



ジオを散策する参加者

4月22日、霧島ジオパーク・ウォーキングが曾於市観光特産開発センター、曾於市等の共催で行われました。

参加者は約70名。大川原峽からスタートし、桐原の滝、三連轟、溝ノ口洞穴、関之尾の滝の約12キロを歩きました。

参加者は「たくさんの人との交流もあり12キロという長距離でも楽しく歩くことができた。お昼ご飯の弁当と豚汁も手作りでおいしく、次もぜひ参加したいです」と話しました。

散策しながらジオを満喫



高岡小学校



恒吉小学校

『人権の花運動』開校式

『人権の花運動』推進校である恒吉小学校と高岡小学校の2校で、『人権の花運動』開校式が行われました。

『人権の花運動』とは、児童が協力し合って人権の花『ひまわり』を栽培することにより、豊かな人間関係を体得させ、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として、県委託事業として取り組んでいるものです。

恒吉小6年の谷口心音さんと高岡小6年の佐野琥珀さんが「友達と一緒にたくさんさんのひまわりを咲かせます」とお礼のことばを述べました。

今後は『ひまわり』の種まき、定植、除草等の活動を行っていく、さまざまな人権について学習していきます。

市からのお知らせ

曾於市役所からみなさんに知ってほしい情報をまとめました。

児童手当の現況届についてのお知らせ

現況届提出対象者には6月末までに案内通知する予定です。対象の方は現況届を提出してください。

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給すること、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

児童手当制度の仕組み

児童手当は、満15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

児童手当を受給している方に配偶者がいる場合、所得の高い方が次回から受給者となります。

ただし、児童が知的障害児施設などの障害児福祉施設や児童養護施設などの児童福祉施設などに一定期間以上入所している場合は、施設設置者に支給されます。

また、一定期間以上留學している児童の場合、支給されません。

所得制限限度額（下表）

所得制限限度額は、前年の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。
なお、年によって限度額は変更になることがあります。

児童手当支給月額

◎所得制限限度額以内の場合

3歳未満児 一律1万5千円

3歳以上、小学校修了前まで

・第1子、第2子 1万円

・第3子以降 1万5千円

（第3子以降とは、満18歳到達後最初の3月31日までの児童を含めて3番目以降の児童です）

中学生（満15歳到達後最初の3月31日まで） 一律1万円

◎所得制限限度額を超えている場合（特例給付）

一律5千円

現況届の提出

法律により、児童手当を受給している方は毎年「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

（なお、公務員の方は、職場で現況届を行ってください）

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するためのものです。

現況届提出対象者の方には、6月末までに案内通知を郵送する予定です。

現況届の添付書類

①受給者の健康保険証の写し

※児童の保険証ではありません

②平成29年1月1日現在で曾於市に住所がなかった方は、平成29年1月1日の住所地の市区町村が発行する平成29年度所得課税額証明書

③その他必要に応じて提出する書類（別居監護申立書、別居している児童の住民票謄本等）

現況届の提出がない場合

6月分以降の児童手当は支給されません。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算してあります。

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 0986-72-0936
本庁 介護福祉課 福祉係 0986-76-8807
大隅 保健福祉課 福祉係 099-482-5925

曾於市長選挙 当日投票 のみ方法が変わります

平成 29 年 7 月執行予定の曾於市長選挙は当日投票のみ投票方法が「自書式投票」から「記号式投票」に変わります。

記号式投票では、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名が印刷してあります。
投票したい候補者の氏名欄に、○印のスタンプを押して投票する方法です。

【記号式投票のメリット】

- ・投票方法が簡単になり、有権者の利便性が増します。
- ・無効票が減り、有権者の意思がより多く反映されます。

【記号式投票の注意事項】

- ・「○記号印」のほかは、何も記載しないでください。
- ・投票しようとする候補者一人について、投票用紙の「○を付ける欄」に備え付けの「○記号印(スタンプ)」を一つ押してください。2つ以上の「○記号印」の押印は、無効になる場合があります。

※この記号式投票は当日投票のみとなります。よって、期日前投票や不在者投票は法律により従来どおり候補者の氏名を記載する自書式投票で行います。

※市長選挙以外の他の選挙では、今までどおり候補者の氏名を記載する自書式での投票となります。

投票方法

1 キャップを外します。

記載台に「○記号印(スタンプ)」が備え付けられています。「○記号印(スタンプ)」のキャップ(白い部分)を持って、キャップを開けてください。



1

2 押します。

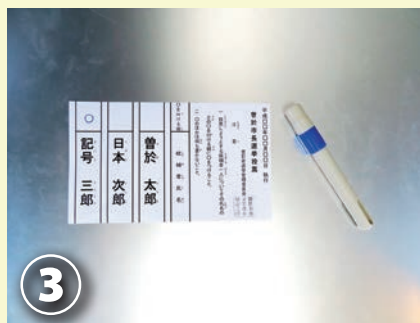
投票したい候補者氏名の上の「○を付ける欄」に「○記号印(スタンプ)」を押します。



2

3 確認します。

投票したい候補者氏名に○印を押しているか確認します。



3

4 投票します。

○記号印を押印した投票用紙を、投票箱に投函します。以上で投票は終了です。



4

(投票用紙例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日 執行

曾於市長選挙 投票

曾於市選挙管理委員会

曾於市選挙管理委員会 会長印

「投票しようとする候補者一人についてその氏名の」
上の○を付ける欄に○をつける。
二〇のほかは何も書かない。

○を付ける欄

候補者氏名

曾於 太郎

日本 次郎

記号 三郎

お問い合わせ

曾於市選挙管理委員会 (本庁総務課内)
☎ 0986-76-8801



生活トラブルのはなし

仮想通貨への投資トラブル

お問い合わせ先

商工観光課
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

【事例】

「仮想通貨を買わないか」と電話があり、数日後に説明書が届いた。後日、再び同じ業者から電話があり「今、100万円分の仮想通貨を買えば2〜3年後には2倍になる」と言われた。その話を信じて購入することにし、近くのファミリーレストランで担当者に現金100万円を渡した。その後しばらくは、仮想通貨の値動きらしき数字の連絡が業者からあったが、最近業者に電話をかけても繋がらなくなった。
(70代男性)

インターネットを通じて電子的に取引される「仮想通貨」への投資に関して、電話や訪問による勧誘トラブルが高齢者を中心に増加しています。

○仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。セールストークをうのみにせず、リスクを十分に理解できなければ、契約しないで下さい。

○仮想通貨への投資に限らず、「相場確実」「必ず儲かる」「元本保証」「選ばれた人しか買えない」などの勧誘があった場合は投資詐欺を疑ってください。一人で判断せず、必ず身近な人や公的な窓口等に相談しましょう。

不審に思ったときは、契約する前に早めに消費生活センターまでご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

曾於市では、7月5日(水)午前10時〜正午に本庁1階会議室にて消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。

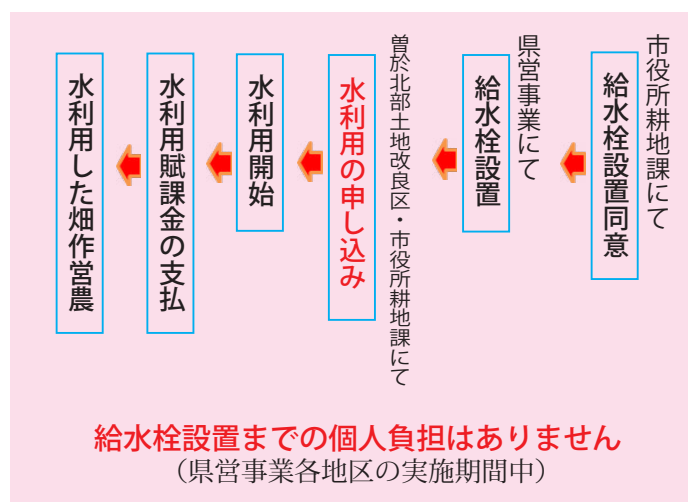


曾於北部地区の畑地かんがい事業による給水栓設置のお願い

地権者のみなさん、畑に給水栓を設置しましょう

配水路や給水栓の設置工事を行う附帯県営事業を現在実施しています。

給水栓を設置すると干ばつ被害を避けることができ、作付計画も立てやすく農業生産性の向上と農業経営の安定が図られます。また、畑を貸すときの利点にもなりますので是非とも給水栓を設置しましょう。



給水栓設置後は、水利用開始の申し込みをしないと水利用はできません。給水栓を設置しただけでは賦課金は掛かりません。



※将来、宅地や畜舎等に農地転用する予定であれば、給水栓を設置しないほうがよい場合がありますのでご注意ください。(給水栓を設置しますと、事業完了後8年間は農地転用することができません)

水利用した際の賦課金(年間10aあたり)

普通畑…3千6百円、ハウス…6千円、茶畑…1万2千円

お問い合わせ先

耕地課
畑地かんがい係
☎ 0986-76-8810

年金記録の確認はお済みですか

年金記録問題について

現在の基礎年金番号ができる前は、職場や住所が変わるたびに新たに付番された年金手帳が配布されたため、一人で何冊も手帳を持つことになっていました。

発行された手帳の数だけ年金番号と年金記録が存在し、個人ではなく加入制度ごとに管理されたため、一括した年金記録の把握が困難となっていました。

平成9年の年金制度改革によって基礎年金番号が導入され、加入している年金制度に関係なく一人一番号制となりました。これに伴い氏名や生年月日による名寄せが行われ、いくつもの手帳番号の記録を基礎年金番号へ統合する作業が行われてきました。

ところが、平成19年、国会において、基礎年金番号に結びつかない年金記録、いわゆる「浮いた年金記録」が5千万件を超えることが明らかになり、苦労して納付したのに正当な年金が受給できない方が多数いることが判明したのです。

これが「年金記録問題」と呼ばれるもので、その後、「ねんきん特別便」を送付するなど、国において記録の整理や統合が行われてきましたが、いまだ未統合の記録は2千万件を超えるといわれます。

この年金記録問題は決して他人事ではありません！

特に、若い頃出稼ぎに行かれていた方、短期間お勤めされた方、氏名が変わった方などで、

今まで自分の年金記録を確認したことのない方は、ぜひ一度ご確認ください。記録を確認して漏れがあった場合は、記録統合の手続きが必要です。

昔のこと思い出すのが大変であったり、記録が統合されるまでには時間もかかりますが、若い頃に苦労して納めた記録を無駄にしないために、ぜひ一度確認されることをお勧めします。

※受給している年金の種類によっては、記録が統合されても、年金額が変わらない場合がありますのでご了承ください。

記録統合をするために…

勤務していた期間、会社名、会社の所在地、一緒に働いていた方のお名前など、どんなことでも思い出せることをお伺いします。

年金の受給資格期間が足りない方へ

平成29年8月1日施行の法改正により、老齢年金の受給資格期間が10年に短縮されます。

受給対象者には平成29年3月下旬～8月にかけて黄色の大封筒（年金請求書）が順次送付されます。すでに届いている方は、お早目にお手続きください。

鹿屋年金事務所による移動相談

期 日	時 間	場 所	予約先
6月 8日(木)	午前10時～午後3時	本庁（末吉）1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
7月 6日(木)		大隅支所 別館2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923

※相談時間は、1人40分で全12枠となっています。予約状況によってはご希望に添えない場合もありますので、ご予約はお早目をお願いします。

※鹿屋または都城年金事務所へ直接相談に行かれる方も、別途 ☎ 0570-05-1165 へご予約されると、待ち時間なくスムーズに相談を受けられます。

お問い合わせ

市民課・各支所地域振興課
本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121（はじめは音声ガイドが対応します）



市営住宅 入居者募集のお知らせ

市では、市営住宅の入居者を募集しています

末吉地区	構造	間取り	家賃	募集戸数
向江団地	簡易耐火(2階建)	3DK	1万2900円～	1戸
川内団地	耐火(4階建)	3DK	1万5600円～	7戸
湯之尻団地① ※	低層耐火(2階建)	1LDK(単身向け・1階)	1万3300円～	1戸
湯之尻団地② ※	低層耐火(2階建)	3LDK(2階)	2万5200円～	1戸
市営光神第2団地	木造平屋	3DK	1万2700円～	1戸
市営光神第3団地	木造平屋	3DK	1万3900円～	1戸
市営岩南第3団地	木造平屋	3DK	1万3600円～	1戸
市営高岡第3団地	木造平屋	3DK	1万2900円～	1戸
市営岩北団地	木造平屋	3DK	1万5000円～	1戸
仮屋団地	木造平屋	4DK	3万6400円	1戸

※仮屋団地は特定公共賃貸住宅です。入居資格の収入月額は25万9000円以下です。

大隅地区	構造	間取り	家賃	募集戸数
天神丘団地①	中層耐火(3・4階建)	3DK	1万6300円～	16戸
天神丘団地②	中層耐火(3階建)	1LDK (高齢者単身向け・1階)	1万3400円～	2戸
天神丘団地③	中層耐火(3階建)	1LDK (若年者単身向け・2階)	1万3400円～	1戸
菅牟田団地	簡易耐火(2階建)	3DK	1万3100円～	5戸
笠木第4団地	簡易耐火(2階建)	3DK	1万2200円～	3戸
中野団地①	簡易耐火(2階建)	3DK	1万4000円～	2戸
中野団地②	低層耐火(2階建)	3DK	1万6500円～	1戸
旭ヶ丘団地	低層耐火(2階建)	3DK	2万2900円～	3戸
中坂元団地	木造平屋	3DK	1万1800円～	3戸
吉村迫団地	木造平屋	3DK	1万2100円～	2戸
坂元団地	木造平屋	3DK	1万1900円～	2戸
南団地	木造平屋	3DK	1万2100円	1戸

財部地区	構造	間取り	家賃	募集戸数
正ヶ峯団地	耐火(4階建)	3DK	1万6400円～	4戸
ウッドタウン財部	木造平屋	3LDK	1万7700円～	1戸

入居資格

①現に同居し、または同居しようとする親族がいること。

※単身での入居には別途条件があります。

②収入月額が15万8千円以下であること。

③住宅に困窮していることが明らかであること。

④持ち家がないこと。

⑤市税に滞納がないこと。

⑥入居しようとする親族全員が暴力団員でないこと。

申込方法

受付窓口は「市営住宅入居申込書」を準備しています。左記の書類を添えて本人または同居親族が窓口提出してください。

申込添付書類

①住民票謄本

②滞納のない証明書または納税証明書(世帯全員分)

③課税台帳記載事項証明書(世帯全員分)

受付期間

▽平成29年6月1日～6月30日まで

▽午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

※湯之尻団地は右記の期間で募集を行います。その他の住宅は随時、募集を行います。

入居者の選定

随時募集については先着順で、各住宅の募集戸数に達するまで受付を行います。
※湯之尻団地は応募者数が募集戸数を超えるとき、公開抽選で決定します。

お問い合わせ先

末吉地区 本庁 建設課
財部地区 財部支所 建設水道課
大隅地区 大隅支所 建設水道課

☎ 0986-76-8811
☎ 0986-72-0941
☎ 099-482-5953

子育てふれあいひろば

日	月	火	水	木	金	土
				1 親子ふれあい遊び 段ボールであそぼう	2	3
4	5	6 子育てひろば 壁面作り	7 子育てひろば 壁面作り	8 親子ふれあい遊び 壁面作り	9	10
11	12	13 子育てひろば 父の日のプレゼント作り	14 子育てひろば 父の日のプレゼント作り	15 親子ふれあい遊び 父の日のプレゼント作り・お誕生会	16	17
18	19	20 子育てひろば 七夕作り・わらべうた	21 子育てひろば 七夕作り	22 親子ふれあい遊び 七夕作り・英語で遊ぼう	23	24
25 親子ふれあい ファミリーコンサート	26	27 子育てひろば 自由遊び	28 子育てひろば 自由遊び	29 育児講座 ベビーマッサージ	30	

【時間】

子育てひろば 午前 10 時～ 11 時 30 分
親子ふれあい遊び 午前 10 時～ 11 時 30 分
育児講座 午前 10 時～ 11 時 30 分

【場所】

- 生きいき健康センター
- 大隅弥五郎伝説の里
- 財部保健福祉センター



園庭開放

月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 3 時

育児相談

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

親子ふれあいファミリーコンサート

6/25 (日) 生きいき健康センター

開場 午前 9 時 40 分 開演 午前 10 時

末吉メセナ楽団の皆さんといっしょに楽しいひとときをすごしましょう

※各育児講座を詳しく知りたい方は「子育て支援センター」までお問い合わせください。

育児講座「ベビーマッサージ」

6/29 (木) 生きいき健康センター

講師：橋口志保子さん

対象：2 カ月～1 歳 (6 月末現在)

曾於市在住 10 組限定

予約受付：6 月 19 日～ 23 日

用意するもの：バスタオル、ミルクかお茶

注 意 点：予防接種後 1 日以上経っていること。

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>

特別障害者手当等の手当額の変更について

特別障害者手当等の手当額が下表のとおり変更になりました。

手当の種類	平成 29 年 3 月まで (月額)
特別障害者手当	26,830 円
障害児福祉手当 経過的福祉手当	14,600 円



平成 29 年 4 月から (月額)
26,810 円
14,580 円

お問い合わせ先

財部支所 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
大隅支所 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807



曾於市農地利用最適化推進委員の候補者の募集

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければなりません。曾於市農業委員会では、推薦および一般募集により農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

募集人数

19人（末吉地区8人、大隅地区7人、財部地区4人）

任用期間

平成29年9月1日から平成32年7月19日まで

業務内容

担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う調査・指導など

委員報酬

3万円（月額）

推薦を受ける者および一般募集に応募する者の資格

（1）市内に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（2）市の付属機関の委員でない者

（3）市の職員でない者

（4）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者

（5）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

推薦および一般募集の方法

（1）市内の地区または全域からの推薦を受ける場合

曾於市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書（個人推薦・様式第1号）に必要事項を記入し、農業者等3人以上が連署して、推薦してください。

（2）団体等から推薦を受ける場合

曾於市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書（法人または団体推薦・様式第2号）に必要事項を記入し、その推薦をする法人または団体の代表者が推薦してください。

（3）一般募集

自ら応募するときは、曾於市農業委員会農地利用最適化推進委員応募届出書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出してください。

推薦、一般募集の手続きおよび提出先等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、曾於市農業委員会事務局（市役所財部支所内）、同事務局末吉分室（市役所本庁内）、または同事務局大隅分室（市役所大隅支所内）へ提出ください。

受付期間

平成29年7月4日（火）から平成29年7月31日（月）までの28日間

（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）

※ただし、土・日・祝日は、受付できません。

選考方法

曾於市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類等をもとに選考します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

その他

受付期間の中間および期間終了後に曾於市のホームページ等で、提出のあった推薦および一般募集に係る書類をもとに次の内容を公表します。

（1）推薦を受けた者および一般応募に応募した者の氏名、職業、年齢等

（2）推薦を受けた者の数および応募した者の数

※様式第1号から様式第3号については、農業委員会事務局または各分室にお問い合わせください。

お問い合わせ先

曾於市農業委員会事務局（市役所 財部支所内）
曾於市農業委員会末吉分室（市役所 本庁内）
曾於市農業委員会大隅分室（市役所大隅支所内）

☎ 0986-72-0947
☎ 0986-76-8818
☎ 099-482-5959

税チャンネル

納税が、あなたを支えます！

夜間・休日の納税相談について(お知らせ)

「平成29年度の各種税の通知が届いたけど納期どおりの納付が難しい。どうすればいいの」「昨年度以前に未納があり納付が困難となっている」「納付を放っていたら、延滞金もかさみ多額になつていた」などのお悩みをお持ちの方はいませんか。

そのまま放置しても、何の解決にもならず、延滞金が増加され、より一層納めるのが困難になります。早めに納税相談を行う事で、なるべく無理のない計画(分納)を立てることが出来ます。

「でも、仕事が休めない」「仕事が終わるのが午後5時だから間に合わない」という理由で相談に行けないとお悩みの方は、次の日程で夜間・休日の納税相談を行います。

場所 曾於市役所本庁 税務課

※大隅・財部支所での夜間・休日相談は行っておりません。

日時 平成29年6月21日(水)

午後5時30分～午後8時まで

平成29年6月25日(日)

午前8時30分～正午まで

※印鑑を持参のうえ来庁してください。なお、納税相談は常時(休日・夜間を除く)受け付けています。『本庁税務課』へ、来庁もしくはお電話ください。

まずは、ご相談ください。

納付困難となる方のほとんどが、放つておいた結果、滞納額が累積し、さらには新年度分が課税されるため、なかなか追いつかないといったものです。納期限までの納付が難しい場合は、まずご相談ください。

滞納を放つておくと

市民の皆さんが納付している市税やその他の徴収金は、福祉・教育・生活環境の整備など、市民サービスを充実させるために欠かせない財源です。

その財源の確保と納期限内に税金を納められている方々との公平性を保つため、税務課では納付の催告や滞納処分(滞り)に日々取り組んでいます。

市税等を滞納すると、法律に基づき全ての財産(給与・預貯金・固定資産・生命保険等)に対する調査権限が発生します。

その調査により、差し押さえる財産が発見されると滞納処分(差押え)になります。

なお、調査も差押えも、事前に連絡することなく行われます。

納付も相談もない場合、納付する意識がないと判断され、滞納処分が執行されます。

納税の猶予制度について

税金を納付できないことには、様々な理由があります。

火災や風水害による財産の損失、長期の療養を必要とする病気やケガ、事業の休止や損失など、特別な事由・理由により納付が困難となった場合、猶予する期間を定め、その期間において分割して納付することが出来ます。

その期間は原則1年(最大で2年)で、猶予を受けることにより、その間の延滞金の減免や、滞納処分の執行をしないなどの特例を受けることが出来ます。納付できない理由に、そのような特別な事由・理由がある場合は、必ず申し出てください。

6月の納期について

- ☐ 市県民税 1期
- ☐ 国民健康保険税 1期
- ☐ 介護保険料 1期

※口座振替をされている方は、6月30日に振替しますので残高のご確認をお願いします。

お問い合わせ先

本庁 税務課
大隅 税務係
財部 税務係

☎ 0986-76-8804
☎ 099-482-5922
☎ 0986-72-0932

プールで
運動
始めよう!!

お問い合わせ先
曾於市民プール ☎ 0986-76-4340

曾於市民プールだより

今回のテーマは「水泳にチャレンジしましょう！」



暑さも本格的になって参りましたが、皆様はお元気で過ごしていることと、ご推察致します。

今回のテーマは、「水泳にチャレンジしましょう！」です。泳いだ後のカラダの疲れ具合、陸上の運動とは少し違いますよね!「脚や腰が痛い!」とか言うのではなく、全身に漂う心地よい倦怠感です。

それは単なる実感ではなく、データでも証明されています。クロールの場合ですが、運動の強度はランニングよりも高く、体重60kgの男性が30分運動した場合と比較すると、ランニングは530キロカロリー。クロールは670キロカロリーも消費するそうです。それだけ多くの筋肉を使うことになるのです。(※諸条件により多少の違いがあります。)

水泳は浮力が働くため、地面で脚を進めるランニングと違って、膝や腰に大きな負担をかけずに運動できるのも利点です。

男性は広い肩幅に、逆三角形の背中!女性は、引き締まったウエストや二の腕が水泳で育まれます。この夏は水泳にチャレンジして、理想のボディを手に入れましょう!

平成 30 年成人式実行委員募集

一生に一度の成人式をみんなで盛り上げよう!



平成 29 年の成人式実行委員

市では、平成30年曾於市成人式実行委員を募集しています。

開催日

平成30年1月3日(水)

場所

曾於市末吉総合センター(予定)

実行委員対象者

平成9年4月2日から

平成10年4月1日生まれの方

申込期限

平成29年8月10日(木)

※応募は曾於市ホームページからも受け付けています。

※実行委員へお申し込みいただいた方は、第1回成人式実行委員会を8月17日(木)午後7時から末吉中央公民館で開催する予定です。

※成人式の案内につきましては、対象者に10月に郵送します。

お問い合わせ先

教育委員会社会教育課 ☎ 099-482-5958

✿ 平成 29 年度 市の主要事業について

市の総合振興計画に基づいた平成 29 年度の主な事業について紹介します。

市民が主役の協働のまちづくり

◆時代の変化に対応したスピード感のある行政運営

新規 集落支援員の配置【544 万 3 千円】

- ・地域や集落の実情・課題を把握し、集落機能の維持や地域を活性化するため、集落支援員を配置して、自治会加入や集合住宅のコミュニティ形成を促進していきます。



新規 安全安心まちづくり指導員の配置【234 万 4 千円】

- ・市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、安全安心まちづくり指導員を配置し、良好な地域社会の形成に向けた協働の取組を推進します。

◆市民にとってわかりやすい情報の提供

継続 コミュニティ FM 放送「Soo Good FM」運営負担金【3,000 万円】

- ・平成 28 年 4 月に開局したコミュニティ FM 放送「Soo Good FM」は、市からののお知らせや防災情報を迅速に放送するとともに、市民にとって親しみのある放送を行っています。



継続 市報そおの発行【791 万 3 千円】

- ・毎月 1 回発行する「市報そお」は、特集ページを組むなど、市民にとって分かりやすく、楽しみのある紙面づくりを目指しています。



◆攻めの政策による市の魅力発掘

新規 魅力増進プロジェクト施設整備事業【8,012 万 5 千円】

- ・国の地方創生拠点整備交付金の対象事業として、旧財部北中学校の校舎を改築し、移住・交流や地域の活性化拠点施設として活用していきます。



継続 宅地分譲整備事業【2,518 万円】

- ・市の定住人口増と地域の活性化を図るため、住宅用地を造成し分譲地として販売していきます。平成 29 年度は、大隅地区の坂元と末吉地区の堂園に分譲地の整備を行います。



お問い合わせ先

財政課財政係 ☎ 0986-76-8803

¥ 木造住宅の耐震診断・改修工事補助金のご案内

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修工事の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

募集棟数

▽耐震診断 4棟

▽耐震改修工事 4棟

受付期間

耐震診断・平成29年4月から先着順

※すでに耐震診断を終えている場合は対象外となります。

耐震改修工事

平成29年4月から先着順

※すでに耐震改修を終えている場合は対象外となりますが、診断を受け未改修のときは対象となる場合があります。

補助金交付の要件

▽耐震診断および耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。

▽市税等の滞納がないこと。

▽昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下のもの。

診断補助金の額

交付対象経費の総額とし、1棟につき12万円を限度（ただし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）

改修補助金の額

交付対象経費の10分の9とし、1棟につき30万円を限度（ただし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）

お問い合わせ先

本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811

¥ がけ地近接等危険住宅移転事業について

制度概要

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険をおよぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、国と地方公共団体が危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含む）に要する経費について、移転者に補助金を交付する制度です。

対象となるのは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、地方公共団体が建築基準法の規定に基づき条例で指定した災害危険区域内、または建築を制限している区域内にある住宅（現に居住の用に供されている住宅）です。

※この条例は昭和46年9月1日に施行されたものです。この施行に伴い、既存不適格となった昭和46年8月31日以前に建築された住宅が、原則として対象となります。

※がけの高さが2メートル以上の場合が対象です。

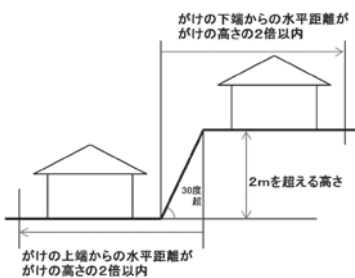
補助の内容

▽除却等費、危険住宅の撤去費および移転等に要する費用（建物助成費危険住宅に代わる住宅の建設（購入も含みます）、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた場合の借入れ金の利子相当額（利率は8.5%を限度とします）。）

補助限度額

① 除却等費	80万2千円
② 建物助成費	457万円
建設	

危険住宅とは



お問い合わせ先

本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811

¥ 市有地活用定住促進補助金について

市有地の有効活用および定住人口の増加と地域の活性化を図るため、市の所有する土地を購入し、住宅を建築する際に購入費用の一部を補助します。

補助対象者

▽平成28年4月1日以降に市が所有する宅地を購入し、市と土地譲渡契約を契約していること。

▽土地譲渡契約後1年以内に住宅の所有権保存登記をしていること。

▽購入した市有地に住宅を建設し、現に居住していること。

▽市税等を滞納していないこと。

補助金の額

▽市外からの転入者（転入前または転入後1年以内に市有地を購入）

・土地取得価格の10%

・最高50万円

▽市在住者

・土地取得価格の10%

・最高30万円

※平成28年度の実績は2件です。



お問い合わせ先

本庁 企画課 ☎ 0986-76-8802

✿ 春の農作業事故ゼロ運動について

「農作業 父さん母さん お疲れさん」～事故をなくして希望の春に～

農繁期である4月から6月まで、県内一斉の「春の農作業事故ゼロ運動」が実施されています。

農業の機械化が進展する一方で、県内では農作業中の死亡事故が後を絶たない状況です。特にトラクター等の転落、転倒による下敷き事故、高齢者による事故が目立っています。

日常の見慣れた景色にこそ危険が潜んでいます。日頃から危険に感じたことと、その対策を書き留めて、家族や地域で共有し、ゆとりをもって無理のない農作業に心掛けましょう。

- ①トラクターに乗る時は、安全フレームを装着し、シートベルト、ヘルメットを着用しましょう。ブレーキの連結は耕うん後、昇降路の手前でロックしましょう。
- ②耕うん機でバックする前に、障害物がないか、必ず後ろを確認しましょう。
- ③草刈機を使う時は、フェイスガード・安全靴等で防護しましょう。
- ④機械に巻き込まれにくい、すっきりした服装に心掛けましょう。
- ⑤機械に草等が詰まったら、必ずエンジンを止めてから取り除きましょう。

お問い合わせ先

農林振興課・各支所産業振興課

本庁 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938